

別紙 アミーガはまゆり 利用者負担額一覧表(短期入所・介護予防短期入所)
(令和5年4月改定)

●改定後利用料金

要介護度	介護保険分(一部負担分)					合計	居住費 食費
	短期入所 生活介護 費	看護体制	夜勤職員 配置	サービス 提供体制	介護職員処遇改善 +介護職員等ベース アップ等支援加算 +介護職員等特定処 遇改善加算		
介護 サー ビス	要介護1	696		18	22	829	2,930円 1,445円
	要介護2	764		18	22	905	
	要介護3	838		18	22	989	
	要介護4	908		18	22	1,067	
	要介護5	976		18	22	1,144	
介護 予防	要支援1	523			22	614	
	要支援2	649			22	756	

※その他必要に応じて、送迎加算(184円)、療養食加算(23円/日)が加算となります。
※所得段階第1～3段階の方は、居住費・食費が減額となります。「介護保険負担限度額認定証」による。

●利用者負担額一覧(1日当たり 単位:円)

①介護保険分

負担割合	1割	2割(3割)
要 介 護 度	要介護1	829 1,658(2,487)
	要介護2	905 1,810(2,715)
	要介護3	989 1,978(2,967)
	要介護4	1,067 2,134(3,201)
	要介護5	1,144 2,288(3,432)
	要支援1	614 1,228(1,842)
	要支援2	756 1,512(2,268)

②居住費・食費負担分

	居住費	食費	居住費・食費計
第4段階	2,930	1,445	4,375
第3段階②	1,310	1,300	2,610
第3段階①	1,310	1,000	2,310
第2段階	820	600	1,420
第1段階	820	300	1,120

*1日の利用者負担額は
①+②の額となります。

_____ 円

●所得段階による居住費・食費の負担額

所得段階	適用要件(以下の他、資産要件あり)	負担額		資産要件 ※()は夫婦
		居住費/日	食費/日	
第4段階	下記以外の方	2,930円	1,445円	—
第3段階②	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間120万円超の方	1,310円	1,300円	500万円 (1,500万円)
第3段階①	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円超120万円以下の方	1,310円	1,000円	550万円 (1,550万円)
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	820円	600円	650万円 (1,650万円)
第1段階	・生活保護等を受給されている方	820円	300円	—